

24920-1211

平成25年6月18日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

「串間風力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する環境の
保全の見地からの意見について

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項
に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

「串間風力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する 環境の保全の見地からの意見

1 総括的事項

- (1) 準備書の作成に当たっては、各種データや根拠とした数値等について具体的に記載するとともに、住民が記載内容を十分に理解できるよう簡潔かつ分かりやすい表現、説明に努めること。
- (2) 事業計画について、事業の背景、経緯及び必要性を明らかにした上で、実行可能なより良い技術が取り入れられているかという観点から検討し、環境への負荷を可能な限り回避又は低減するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

低周波音について、可能な限り苦情例やデータ等の収集に努め、発電設備の配置や環境保全措置の検討に際しての参考とすること。

(2) 動物

クマタカの現地調査については、生息環境の状況を遺漏の無いよう把握するため調査地点等の設定に当たっては十分に留意し、予測及び評価を適切に行うこと。
また、渡り鳥の調査についても同様に留意すること。